

タイトル	東北仏教の社会的機能と複合的性格
著者	池田，英俊
引用	北海学園大学人文論集，23・24：A1-A19
発行日	2003-03-31

東北仏教の社会的機能と複合的性格

池田 英俊

はじめに

本研究に手を初める契機になったのは平成六年に刀水書房から刊行された『明治仏教教会・結社史の研究』で東北地方の曹洞扶宗会扶宗講社、教会・結社の創設について考察を試み、次いで平成九年には出羽三山にある「いでは文化会館」を会場に日本近代仏教研究会を開催したことにある。その際の研究課題に触発され、東北地方の仏教の形成を宗教全般との関連において体系的かつ総体的に調査研究を試みる必要性を痛感した。そこで科学研究費基盤研究(A)(1)研究課題「東北仏教の社会的機能と複合的性格に関する調査研究」(平成十三年～平成十六年 研究代表者 池田英俊)を実施して以来、三年目を迎えようとしている。本論は分担課題「東北曹洞宗における近代教団の成立

過程」の実態について調査研究を試みた中間報告の一端を纏めたものである。

この調査研究を通して特筆すべきことは、研究史上未開拓となっているいわゆる曹洞宗教団成立に関する史料を、能登大山総持寺祖院収蔵の二万数千点に及ぶ未整理の古文書に接する機会を得たことである。これらの資料の整理を通じて明確になった点は、曹洞宗教団の九〇パーセントは能登総持寺の末寺であり、総持寺教団そのものであったといえよう。それだけに近代になって再燃する永平寺・総持寺両本山分離運動触発の多くの契機を内蔵していたこともまた否めない事実である。東北六県の曹洞宗寺院は殆どが能登総持寺の本末関係によって形成されている。

ところで研究史上の課題としては、従来の研究の視野から見

落とされがちであった僧俗一体の主體的覚醒によって成立をみた教会・結社への展開を、仏教墮落史観や衰退史観の方法論のみでは説明し得ないものがある。そこで本論では東北仏教の社会的機能と庶民信仰の複合的性格の調査研究を通じて、明治初年にみられる幕藩体制崩壊後の曹洞宗教団の再編成をめぐる諸問題の探索を試みることにしたのである。

よって本稿では、維新时期仏教をめぐって未公開の資料を駆使しながら従来の研究史上の成果を再吟味することとなった。維新时期仏教が神仏分離、廃仏毀釈で一切を収斂するという研究手法については、以前よりいささか疑問を抱いていたが、「総持寺祖院古文書」の調査研究において、総持寺独自の教団近代化の跡に触れ、あらためて歴史の転換期における問題の所在を考えさせられるものがあつた。ちなみに維新时期の大本山総持寺は、特定の庶民檀越を有しなかつたので、宗派の別なく無尽講組織の頼母子講（仏慈講）を結成し、教会・結社成立の基盤づくりに専念している。

また一方では、大本山総持寺は、地方の中本寺が幕藩体制下における藩主の菩提寺が多数を占めていた。同時にまたこれらの古刹、名刹は幕藩体制下の僧録所（触頭）でもあつた。そこで、幕末維新时期の大本山総持寺は、幕藩体制の崩壊とともに教

団組織の解体も招きかねない恐れのあることを察知し、藩主・侍型菩提寺から逸早く脱却し、庶民教化伝道の拠点寺院としての復興を期そうとした。この関係の資料としては、明治五（一八七二）年六月二日『曹洞宗両大本山布達全書』掲載の「宗内巡回教導職須知略」に窺われる。

教法ハ人心ヲ維持スルノ大本タリ只愚冥ヲ曉ス而已ナラス其ノ地方ノ情態ヲ洞察シ機ニ随ツテ或ハ洞察シ機ニ從テ卑近ニ講説シ或ハ高遠ニ論説シテ適当ナランコトヲ要ス（中略）

一教尊ハ弁説ノミヲ尊ハス身行ヲ以テ衆庶ノ先導タルコト一教社ヲ結び講義ヲ開ク等ノ時地方官ニ於テ差支ノ筋モコレ有レハ予メ打合せノ上施行ノ事。（後略）

この布達に見るように廻国布教伝道は、総持寺五院住職の末寺廻国の例にみるように、培われた伝統的な使命感によるものであつた。⁽¹⁾それだけに旧体制の菩提寺型寺院から布教伝道型寺院へと切り替は、さほど困難を伴うものではなかつたものとみられる。

また一方では大本山総持寺は、地方に散在する中本寺再興の窮余の一策として、能登の大本山自らが教団の運営のために蓄財した経営基金を削いて、全国各地の中本寺に復興資金として五十両、百両、二百両と多額の金子を貸与している。東北の曹

洞宗教団の近代的形成は、かる史実が端緒となっている点などについても着目した。

I 総持寺祖院古文書にみる維新时期曹洞宗の問題

一 幕末維新期の教団組織の行方

東北地方の寺院数は、陸奥地方（松前・陸奥・陸中・羽前・羽後・陸前・磐城・岩代等各旧国名）一五一七ヶ寺であり、出羽地方（羽後・羽前各旧国名）一、〇〇五ヶ寺に分けられていて、合計二、五二二ヶ寺を数える。東北地方の総持寺教団は、全国的にみて最大の勢力を有していた。

周知のように近世における仏教各宗派の教団形成に、最も大きな影響を与えたのは徳川幕府の宗教政策の一環として行われた触頭制である。幕府の触頭制による最初の宗教統制は、慶長六年頃から元和五年頃までの時期であった。このような情勢下にあつて曹洞宗は、触頭を大僧録と読み替えている。まず天正十一年に可睡斎が駿河・遠江・三河地方支配の東海僧録に任じられている。

次いで大中寺（富田）・龍隠寺（越生）・総寧寺などの「関三ヶ寺」が関東僧録に任じられている。曹洞宗教団の寺院は、可睡斎支配の旧三国を除き、全国各地の百十四箇所の中本寺に僧録

所を設置し「関三ヶ寺」各々が総持寺末寺を三分して支配した。ここで着目すべき点は能登総持寺の教団運営の執行部は、名利・古利を「大僧録」「僧録所」と称する寺院を精選し、一万六千余ヶ寺の末派寺院を限なく教団組織に組み入れることに成功したのである。

しかも曹洞宗教団は、永平寺と総持寺の両大本山を有する宗門である。しかし宗門の枢要な基盤を担うものは、一万五千余を数える総持寺直末三十六門派に属する地方の拠点寺院と末寺群である。この点に教団組織上の顕著な特質がみられる。それだけに曹洞宗教団にあつては、幕末維新の変革期における神仏分離・廃仏毀釈の強圧にも耐える強靱さを遺憾なく発揮し得たものとみられる。

曹洞宗僧録一覧

僧録所	支配国	寺院数	大僧録直支配地域	東北六県
大中寺	二一ヶ国	六、三三八ヶ寺	下野・常陸・上総各地方	陸奥・出羽各地方
総寧寺	二一ヶ国	二、七三二ヶ寺	下総・相模各地方	
龍隠寺	二二ヶ国	四、七七七ヶ寺	武蔵・紀伊各地方	
可睡斎	四ヶ国	二、五五六ヶ寺	駿河・遠江・三河各地方	

すでに指摘したように僧録は、総持寺系末寺を主流とする教

団組織の体勢のうちに創設された。このことは大僧録寺院が掲げる門札に「能州諸嶽山総持禪寺天下僧録」と大書されている例にみるように、いわば大本山総持寺の一大勢力下で、僧録寺院が決定されたことは明白である。

明治年間に著された東嶺寺蔵版『曹洞宗 総持寺史論』によると著者岡田泰明は「総持寺は、寛永六年六月二十六日ヲ以テ前ノ可睡斎ヲ駿(河)遠(江)三(河)ノ大僧録ニ関東ノ総寧、龍隠、大中ノ三ヶ寺ヲ全国大僧録ニ其ノ外上野国、群馬郡白井雙林寺等五十ヶ寺ノ巨利古寺ヲ総持寺末派寺院中より拔擢シテ諸国ノ僧録ニ任ジ宗政事務ヲ分掌セシメ地方制度ヲ整頓ス而シテ翼七年総持寺山内五院住職ハ全國八道ヲ五分シテ直接廻歴シ去年命スル所ノ僧録及ビ末派寺院ヲ教諭シ、更ニ宗門ノ法度ヲ規定シテ之ヲ諸僧録ニ下付ス」と論述している。

ちなみに東北地方の曹洞宗教団の勢力は、陸奥地方(松前・陸奥・陸中・陸前)一、五三七ヶ寺。出羽地方(岩代・磐城・羽後・羽前)一、〇〇五ヶ寺であり、都合二千五百四十二ヶ寺を数える。また僧録所の任命時期、門派、開山、本寺、開基・檀越によってこの地方の教団成立の様子が把握できる。

I 陸奥地方録所(二十二箇所)

- ① 松前国(元禄三(一六九〇)年任命)
- ② 陸奥国(寛永六(一六二四)年任命)
- ③ 陸中国(寛永六(一六二四)年任命)
- ④ 陸前国(寛永六(一六二四)年任命)
- ⑤ 磐城国(寛永六(一六二四)年任命)
- ⑥ 岩代国(寛永六(一六二四)年任命)

II 出羽地方録所(十五箇所)

① 羽後国(寛永六(一六二四)年任命が多数を占める)。
② 羽前国(寛永六(一六二四)年任命が多数を占める)。
なお近世幕藩体制下東北曹洞宗教団は、陸奥・出羽地方の僧録所在地、門派、開山、開基・檀越、本寺、延宝・享保年度における末寺数等については、一括して左記の表に窺われる。

東北曹洞宗録所一覽(三十七箇所)

国名	録所名	門派	開山	開基・檀越	本寺	延享末寺数
1 松前	*法幢寺	月泉	月巢寿泉	蠟崎義広	羽後 円通寺	五
2 陸奥	*法光寺	普濟	通山長徹	最明寺殿	越後 香積寺	一九
3 陸奥	*長勝寺	普濟	菊仙梵寿	大浦光信	陸奥 宗徳寺	一四
4 陸中	南部 報恩寺	普濟	通山長徹	南部守行	越後 香積寺	二八

東北仏教の社会的機能と複合的性格（池田）

24羽後	23羽後	22岩代	21岩代	20岩代	19岩代	18岩代	17岩代	16岩代	15磐城	14磐城	13磐城	12磐城	11磐城	10磐城	9磐城	8陸前	7陸前	6陸前	5陸前
*由利 竜門寺	矢島 竜源寺	築川 興国寺	二本松 大隣寺	二本松 竜泉寺	須賀川 長祿寺	*善竜寺	天寧寺	会津 恵倫寺	白川 関川寺	常隆寺	三春 竜隠寺	田村 天澤寺	相馬 同慶寺	*長源寺	*岩城 龍門寺	仙台 正伝庵	仙台 泰心寺	仙台 松音寺	仙台 輪王寺
太初	太初	傑堂	芳庵	太初	了庵	了庵	傑堂	了庵	了庵	了庵	月泉	太初	太初	了庵	太初	如仲	傑堂	傑堂	傑堂
青岑珠鷹	良伝玄久	丘堂遵虎	雪山慶秀	直心明忠	月窓明潭	竜國泉海	傑堂能勝	曹月存鶴	大嶽祖益	籙室光景	月泉良印	栄峰青秀	遠山祖久	國岩大佐	青岑珠鷹	喜山高悦	源庵宗真	的全間乍	太庵梵守
磐城氏	打越光義	須田長義	丹羽長重	畠山政泰	二階堂為氏	保科正則	葦名盛信	蒲生堅秀	結城宗広(向直朝)	高橋元種(中興)	安部愛季		相馬盛胤	鳥居忠政	磐城朝義	伊達尚宗三子杉丸	伊達晴宗生母	伊達成宗	伊達政宗夫人紀氏
能登 総持寺	常陸 長國寺	越後 種月寺	越前 総光寺	能登 総持寺	下総 総寧寺	羽前 長源寺	越後 耕雲寺	下総 安隠寺	伊豆 最勝院	常陸 永源寺	能登 総持寺	能登 総持寺	能登 総持寺	下総 孝顯寺	能登 総持寺	羽前 瑞竜院	陸前 輪王寺	陸前 統禪寺	越後 耕雲寺
八	二	二二	三	一三	二二	九	五二	三〇	六	三	一	一六	三一	八	二五	六	二	三四	四一

25羽後	26羽後	27羽後	28羽前	29羽前	30羽前	31羽前	32羽前	33羽前	34羽前	35羽前	36羽前	37羽前
*本庄 永泉寺	秋田 天徳寺	由利 禪林寺	米沢 林泉寺	庄内 総隠寺	*上之山 増岡寺	最上 竜門寺	光禪寺	法祥寺	長源寺	新庄 瑞雲院	最上 孝顯寺	上之山 寿泉寺
源翁	了庵	明峰	了庵	了庵	不詳	大徹	大徹	大徹	了庵	如仲	不詳	如仲
源翁心昭	幻空伊蓬	直翁呈機	一州正伊	鉄山林設	不詳	朴堂良淳	春林禪冬	可屋良悦	直州良淳	戸沢家盛	不詳	横山大助
能登 総持寺	上野 永源寺	加賀 大乘寺	上野 雙林寺	下総 総寧寺	不詳	羽前 向川寺	羽前 向川寺	羽前 向川寺	磐城 長源寺	羽前 瑞竜院	不詳	羽前 瑞竜院
一五	二八	?	三八	一六	不詳	二三	七	二二	五	九	不詳	二

(3)

かくして東北地方の総持寺系門派は月泉寿泉(?）、月泉良印（二二二九～一四〇〇）、普濟善救（二三四七～一四〇八）、傑堂能勝（一三五五～一四二七）、如仲天間（一三五五～一四二七）、太初継寛（一三四五～一四一三）、了庵慧明（一三三七～一四一一）、芳庵祖巖（一四一六～?）、源翁心昭(?）、明峰素哲(?)等十派の門流によって教線の拡張が進められた。

次いで教団組織には、東海僧録所、関東僧録所とは別に幕藩体制とは一定の距離を置いて僧録や末派寺院への指導的役割を果たした総持寺五院があった。いわゆる総持寺五院は、総持寺第二世峨山韶碩（一二七五～一三六五）の高弟太源宗信、通幻寂霊、無端祖環、大徹宗令、実峰良秀の五哲たちの草創になるもので普蔵院（太源）・妙高庵（通幻）・洞川庵（無端）・伝法庵（大徹）・如意庵（実峰）などである。五院が各々の役割分担によって教団の組織的な連帯を強化し、一方では関三ヶ寺による全国支配への反発を抑え、教団内の均衡保持の役割を担うという絶妙な組織として機能したものとみられる⁽⁴⁾。

総持寺資料「盟状書上」（「能登総持寺祖院古文書」）によると永平寺開祖道元、総持寺開祖瑩山・五院列祖などの遺言状が簡潔に述べられている。

道元禅師制状略曰

- 一 当寺住侶應停止諸方御特僧参勤事
 - 一 当寺應停止補成功僧綱補諸寺之有職事
 - 一 当寺住侶跪地頭守護所致訴訟應停止事
- 以前条々為仏法興隆欲下御下知之状如事件
- 建長元年十月十八日 永平寺上 右詳干建擲記

ここでは永平寺の禅僧としての修道に力点が置かれている故か、文中に「停止」の文言が目立っている。

瑩山禅師龜鑑略曰

- 一 当寺者雖為我宗第三刹依
 - 一 勅許為出世之道場伝法之門人等於向後可守規矩事
- 右条尽未来際不可違背若有犯法者不可為予之門弟子速可令擯出焉仍如件

正中元年甲子三月十八日

総持寺瑩山判

峨山禅師遺誡曰

- 一 総持寺山門住持職之事韶碩門下嗣法之次第五箇寺可住持若此中有山門廃者法眷等相寄可
- 評定之依為証垂示如件

貞治三年十二月十三日

総持寺紹碩判

五院列祖之遺状曰

- 一 当山者末代本寺也法眷門徒中一味同心而可守当寺特更有異子（仔）細時者擲萬事就干本寺
- 可評議尽未来再莫令宗風墜地山門衰廃若違反輩者不

可為峨山門下児孫者也仍連判狀如件

永和四年午十月二十三日

五院列祖各判⁽⁵⁾

總持寺五院における出羽・陸奥地方への廻国領域担当は、觀応二年（一二三二）に總持寺境内に創建された洞川庵であった。洞川庵は總持寺七世無端祖環（？～一三八七）が開基であり、その直末寺院数が少なかったため、洞川庵住職の欠員が生じた際、その「助住」に指定された寺院より後任住職を補任するという慣例があったという。

洞川庵の廻国地出羽・陸奥方面の「助住」に指定された格式寺院は、岩手県水沢市黒石の大梅粘華山円通正法寺、秋田市山内宇田中の補陀寺、岩手県丹沢市永徳寺など挙げられる。

大梅粘華山円通正法寺は「竜雲大祥禪寺二世和尚行狀」によると、「定 正法寺為本寺末代可規矩之事」と記されているように、東北唯一の本寺であった。その開基無底良紹（一三三三～一三六一）は、大本山總持寺二世峨山韶碩門弟であり、『峨山大和尚之法嗣書』によると所謂「峨山二十五哲」の首位を占める門弟であった。

ちなみに大梅粘華山円通正法寺の住職は、「竜雲大祥禪寺二世和尚行狀」によると月泉（良印）派と道叟（道愛）派とが交代で勤めると明記されている。爾來月泉（良印）派と道叟（道愛）

派の門流が中心となって開教が進められた。

大梅粘華山円通正法寺の開基無底良紹は、陸中の長部重義・黒石正端の外護によって千余ヶ寺に及ぶ門末寺院を傘下に治め、ここに正法寺教団の成立をみたのである。道叟道愛は岩手県の永徳寺、青森県の高沢寺を草創、次いで月泉良印門下の古山良空は、陸中の竜門寺（一関市）を創建、梅栄元香は願成寺（二関市）、虎溪良乳は大祥寺（西磐井郡花泉町）、大応玄徹は陸前の松音寺（仙台）を創建などによって教線の拡張が行われた。これらの拠点寺院を中心に陸奥方面の總持寺教団は飛躍的な発展を遂げたのであった。

次いで出羽方面の開教は、無等良雄（？～一三六二）が羽後に補陀寺、正応寺（秋田）を拠点に門末寺院百ヶ寺を草創し、月庵良円（一三四八～一四二五）は羽前に総光寺を創建した。かくして十五世紀中葉頃迄には峨山韶碩の門下の大源派は、羽前国全般に教線拡張を試み、乗慶寺・瑞玉川寺龍院・洞興寺・大林寺等を中心に東北裏日本全体を覆う教団組織形成の基盤を固めた。

明治三十七年『宗報寺院等級々階査定表』によれば青森県百六十二ヶ寺、岩手県三百十五ヶ寺、秋田県三百四十ヶ寺、山形県七百三十七ヶ寺、宮城県四百十六ヶ寺、福島県四百七十ヶ寺

を数えている。⁽⁶⁾

二 維新时期曹洞宗の当面せる課題

維新时期の神仏分離・廃仏毀釈事件は、近代仏教にとって国家権力に抑圧された未曾有の事件として扱われてきた。ところが幕末維新期の「大本山総持寺古文書」からは廃仏毀釈の被害そのものに関する資料は一つ発見されていない。そこで明治初年における総持寺教団が当面した課題とは一体如何なるものであったのであろうか。

ところで最初に目に留まるのは、総持寺古文書(未整理)『獨住普山大礼宗綱復古諸末寺拝登旧免牘書換祈願書綴』(能山記録司所管)五百葉の免牘を綴じたものである。⁽⁷⁾ この冊子は諸嶽奕堂(一八〇五―一八七九)が総持寺獨住第一世就任の普山式の法要に出席する禅侶が、幕藩体制下で通用した旧僧録や三法幢会地などを、維新期の新時代にも通用し得るものとして交付するよう訴える旨の願書を綴った冊子である。これは総持寺が維新政府へ迫った政教問題をめぐる最初の演出であったものとみられる。

「旧免牘書換祈願書綴」の内容なるものは、総持寺系末寺の宗門行政窓口としての僧録司や格式寺院の力を象徴する三法幢会

地(常恒会地・片法幢会地・隋意会地)などの宗門の家風を支えてきた寺院住職に授与される「免牘」を指す。

こうした宗門挙げての免牘書き換え運動は、時代の変遷を超えて禅門でいう演法開帳の一端を示すものであり、また禅侶の出世の道場を護持しようとする執拗な姿勢でもあったのである。

まず次に掲げる免牘は、駿河・遠江・三河地方東海僧録である可睡斎の交付した文書であり、大僧録としての力を象徴するものであった。

駿河国益津郡方上荘入江郷坂本村高草山叟林院者禅崇芝嫡賢仲錫地卓百年干茲門派終及二百余院慶安度私營賜搜由

現在朱璽依是歷世相統住珉童繼先住徹宗懇願雖有隋意会地許可而以其期年隔越不制会全備慊焉置於現住珉童繼先住徹宗有志欲建法幢会下号屢正行道嚴正僧宝門派亦遵干此這回依其実旨猶轉隨意会許容片法幢会屹然則将来不混常法幢会每歲更会無退転如法可執行者也仍免状如

文久三年癸午

可睡斎 静巖⁽⁷⁾

摂津国法林寺の免牘は、大本山永平寺第六十一世臥雲童竜宛に提出された「常法幢会地」と「僧録司」任命書との二種類で

ある。ここで注目すべき点は、臥雲童竜が総持寺教団の実情を無視して、永平寺の権威の保持に賭けて、敢えて総持寺の一万数千数余の末寺に対して「免牘」「僧録司」書き換え書類の提出を命じたことである。ところが、この免牘文書の写しが「旧免牘書換祈願書綴」古文書第五十二号の冊子綴に保管されている。翻ってこのことは、当時の永平寺が能登総持寺と競おうとする焦りの態度がありありと窺われ、両本山の関係を如実に物語っているといえよう。後の両本山分離独立運動へと発展する火種を内蔵していたのである。

面 続^(マ)

当寺常法幢会事依先績稗这回更改任之向後謹仰 大政復古之
命令專遵宗垂範之家訓嚴建法幢宗規回興教化諸民以補贊 王
道永可奉報 国恩無法恩者也苟且戾制約有犯規輒則責可立至
矣仍鉦之以狀畢 永平寺 印

明治元年 戊辰十月

臥雲 花押⁽⁸⁾

ところで僧録なるものは、元来幕藩体制下の一端としての触頭制度であったが、大本山総持寺はむしろ、僧録所在寺院を教団運営上の独自の制度として位置づけ、総持寺教団組織の要の役割を荷なわせている。

当寺僧録司事依績稗这回更改任之向後謹仰 大政復古之 聖

令宗規一新專遵之祖垂範之家訓化諸民以補贊 王法以可奉報
国恩矣凡百処断 覈事状須理非公平苟犯聖範恣權衡則殷鑒可
立為 国為法可嚴勤之者也 仍狀如件

永平寺 印

臥雲 花押⁽⁹⁾

明治元年戊辰十月

「旧免牘書換祈願書綴」に纏められた免牘は、その文面には「王法以可奉報 国恩矣凡百処断」などの形式を整えてはいるが、実は幕藩体制下の教団組織を支えてきた僧録寺院と僧録司をそのまま新時代の教団再編成の中樞を担う格式寺院として維新政府に承認させることにあつた。

明治初年における関三ヶ寺交付の下記の免牘は、教団における行政的立場を誇示しようとする姿勢を、越後刈羽郡柏崎福嚴院「随意会免牘」に窺われる。

越後州柏崎福嚴院也者如汾陽七八箇葉山不過十衆雖小院也前住福嚴蜜定長老曾要豎隨意会地法幢且称会下接得雲納而雖多歲嘗胆企望不果物故其其資見住福嚴岱端長老勤務龍隱山中有年干茲矣頃嘆其師願樂不成頻請之龍隱笏室是不小事爭敢得肯焉哉然如申包胥立秦庭 乞之不止龍隱笏室為之啓之總寧大中両宿数糾羈之両尊宿慈悲忒殺劫恰孝干其師為恩而不為名殊免

四五歳一會法事會準隨意會下号宜能鏤骨銘肌将来悠久挙楊永
平綿密之家訓猥不可怠慢因畀免簡如件

龍 隱 寺

道 海 印

大 中 寺

安 山 印

總 寧 寺

壽 山 印

越後州刈羽郡柏崎

福 巖 院⁽¹⁰⁾

以上が関東方面の總持寺末寺群を支配する大僧録所三ヶ寺の
免牘差出人から、受取人との関係を示す文面の趣旨、目的など
が記された文書である。

そこで幕末維新期の總持寺末寺の免牘書き換え運動は、仮綴
『能登總持寺祖院古文書目録』所収の史料番号47「諸免牘授与記
簿」(大本山總持寺紀綱寮)によると最盛期を迎えた実情が記さ
れている。この免牘書き換え運動は、当時の神仏分離・廃仏毀
釈の動向を余所に見ながら、非常な勢で盛り上がる教団組織再
編の迫力を如実に看取される。そこで今は、諸嶽奕堂の總持寺
獨住第一世就任普山法要に参加した陸奥・岩城の東北地方の旧

国名による主要な免牘書換寺院をここに挙げる。

- (1) 羽前由利 竜門寺(僧録免牘)
- (2) 羽 前 光禅寺(僧録・直末免牘)
- (3) 羽 前 法祥寺(僧録・新随意会免牘)
- (4) 奥州松前 法幢寺(新随意会免牘)
- (5) 羽前最上 竜門寺(新常恒会免牘)
- (6) 羽前庄内 總隠寺(僧録)(新常恒会地)
- (7) 磐城白川 関川寺(僧録免牘)
- (8) 羽後本庄 永泉寺(僧録)(新随意会)
- (9) 羽前新庄 瑞雲院(僧録免牘)
- (10) 陸前仙台 昌伝庵(旧随意会)
- (11) 陸前仙台 泰心院(僧録免牘)
- (12) 羽前国長谷村 清源寺(新片法幢会)
- (13) 岩代須賀川 長禄寺(僧録)(旧常恒会)
- (14) 羽後小田村 最禅寺(新随意会)
- (15) 羽前鶴岡大山 正法寺(新随意会)
- (16) 陸中胆沢 永徳寺(新随意会)
- (17) 岩代会津 示現院(新随意会)
- (18) 岩代会津 天寧寺(僧録)(旧随意会)
- (19) 岩代若松 善龍寺(僧録免牘)

(20) 羽後秋田山内 穂陀寺（新随意会）

(21) 磐城西白河 恒在院（新随意会）⁽¹⁾

維新期の大本山総持寺の五院は、逸早く従来の教団組織を活性化させて、新時代に対応し得る宗門行政の事務組織を整備し、政府や地方官庁との政治折衝を開始している。

寺院住職継目等従来本寺本山ニ於取扱来候処自今管轄地方官江一応掛合上可取計事

但シ住僧不行跡之義有之候節は地方官庁ヨリ可及ブ掛合候条其本寺本山ヨリ人選進退可取計事

右之通庚午八月從

太政官本寺本山江御沙汰二相成候条当山派下僧侶一同奉セシムベク今後大小ノ支院交代之義ハ当山其地方官掛合上進退可申（後略）

明治四年辛未十月

本山五院⁽¹²⁾

三 維新时期における教団再編成への先駆的動向

明治五く六年当時の仏教の当面した課題は、激烈を極めた神仏分離、廃仏毀釈の暴挙も漸次おさまり、仏教の再利用を企図しようとする教部省の宗教政策への対応に迫られていたことであつた。しかしながら仏教に対する排仏的潮流は、「祭政一致、

皇道復興、国民をして報本反始の義を重んじせしめ、治教をあまねからしむる」（御下問書第四六九）、を主軸として太政官布告一三二号「教導職十四級」、同布告一三三号「僧侶の肉食妻帯勝手たるべきこと」、教部省達「教導職へ教則三条交付ノ件」など一連の布告や通達に窺われる。

陸奥・出羽の東北六県の拠点寺院の多くは、藩主の菩提寺であつたため、幕藩体制の崩壊と運命をともにする恐れがあつた。そこで大本山総持寺の諸嶽奕堂禪師は、本山の経営基金四万両といわれている蓄財から、再興基金として東北六県の拠点寺院に三年間或は五カ年間の年賦で貸与している。総持寺祖院古文書史料第四八「鎮余貸付証文帳」（明治三年）によると再興資金貸与寺院の主要なものは次の通りである

陸奥国松前	法幢寺	二百両	五カ年年賦返済、
羽後国本庄	永泉寺	百両	三カ年年賦返済
羽後国	最禪寺	百両	五カ年年賦返済
羽後国秋田	補陀寺	百両	三カ年年賦返済+
羽後国酒田	持地院	五十両	三カ年年賦返済
羽前国山形	法祥寺	百両	五カ年年賦返済
羽前国最上	龍門寺	二百四十一両	五カ年年賦返済
羽前国山形	光禪寺	百両	五カ年年賦返済

羽前国庄内 総隠寺 百両 五カ年年賦返済

羽前国 安養寺 百両 五カ年年賦返済

岩代国須賀川 長祿寺 五十両 三カ年年賦返済⁽¹³⁾

以上の未整理史料「鎮余貸付証文帳」にみる全国の総持寺直末・僧録寺院や拠点寺院再建対策は、明治三年当時の総持寺教団の廃仏毀釈へ対応する大本山の姿勢でもあった。

一方で維新政府は、仏教への行政上の管理体制を強化する意味で、明治五年六月教部省通達第四号「各宗教導職管長一名を置き末派寺院の取締りを為させしむ」との省令を公布している。次いで維新政府は、仏教の天台宗・真言宗・浄土宗・臨済宗・真宗・日蓮宗・時宗に、各教導職管長一人設置」の認可にあたつて、仏教各宗派の宗制・規則に「教導職管長制」の一文を挿入することを義務づけている。

宗門行政をめぐる問題は、一例を『教院事務禅宗方法』にみると、その前文欄外に付された禅三派執事の一人であった滝谷琢宗の捨印のある書類には、大本山永平寺、総持寺の両禅師に教団運営の事務機構改組詮議の急務を告げる要請文を草している。

これは正しく幕藩体制崩壊後における切迫した教団の再編成の情勢を告げる書面とみられる

方今教院教職ノ急務専ラ布教ヲ盛大ニシテ民心ヲ固結スルニ在レバ種々ノ異論ヲ擲チ速ヤカニ教義事務実施ノ挙揚ヲ謀ルヘシ去ル八月管長ノ決議ニ由リ自今宗局ヲ廃シ大凡協議ニ関スル事件ハ教院事務所ニ於テ神職同等管理スルコトスコブル公論ニシテ条理上間然トスベキナキカ如シ只ソノ実地ノ施行ニ至テハ未タ至当タラサルニ似タリ従前試補人名地方官エ掛合ノ一事スラ国郡村里寺号苗諱年齢等其所轄本山ノ執事専任シテ調査ヲ為スニ動モスレバ過失ヲ致シ再三ノ往復ヲ経ルコト有之況ヤ本省本院ノ届ヨリ辞令授与ニ至マデ一日ヨリモ煩シ(中略)他宗ノ同異ヲ問ズ禅宗限り自分ノ実地ニ就テ左ノ方法相立来ル十七日マデニ断然宗局ヲ廃シ教院事務所ニデテ举措ヲ為サント欲ス請フ至急詮議ヲ遂ゲラレ十五日迄ニ可否ノ指令ヲ瞻仰ス

本文は幕藩体制の崩壊と運命をとにした曹洞宗が、混乱期における禅三派(曹洞宗・臨済宗五山・鎌倉五山)を禅宗という三派合同の宗旨名として維新政府によって容認された。明治三年から六年までの短期間ではあるが、禅宗系教団初の事務組織をめぐる問題であった。禅宗系諸派は明治六年十一月には「教院事務禅宗方法」を定め、執事を決め、曹洞宗・臨済宗合同の事務局体制、教団組織の再編成に向けて胎動しつつあった。⁽¹⁴⁾

教院事務禪宗方法

- 一 教院上一宗ノ事務ニ於ケルヤ管長付属ノ執事一人議事兼帶常勤ニシテ之ヲ擔當スヘキ事
- 一 執事付属ノ書記一人訓導一人宗内ヨリ選出シ執事ノ指令ニ給スヘキ事

但執事、書記、訓導ノ俸給ハ院内ヨリ下シ賜ルベシ
院内從來ノ庶務書記等ノ員数増減ハ衽等ガ議スル所
ニ非ズ

- 一 本職選挙ハ勿論試補願ノ節是迄管長ヘ宛テ十二本山ヨリ宗局ヘ願書ヲ差出宗局ニ於テ規則ニ照準調査ノ上本省并本院ヘ願届致シ来リシ処自今管長ヘ宛ルノ願書十二本山ヨリ直ニ教院ヘ指出シ管附ノ執事之ヲ受ケ院中ニ在ツテ取纏メ本省ヘ願届等可取計事（中略）
- 一 本省並教院ヨリ神道各宗一般ノ布告類ハ禪宗三派合シテ四百五十通管附ノ執事ヘ受取り其ノ配達ハ従前ノ通り各派出張所ニ於イテ可取計事

禪宗三派執事

法春院住持	十四級	菅 文叔
久昌院住持	權訓導	奥村石窓
聴松院住持	訓 導	東園象外

明月院住持	權少講義	山内陸州
鹿祥院住持	九 級	稻葉蓬雲
瑞聖院住持	中講義	土師寶珠
慈光院住持	權中講義	滝谷琢宗
孝顯寺住持	大講義	青蔭雪鴻

大 教 院

御中⁽¹⁵⁾

かくして三派合同の禪宗教団は、新時代に対応する布教活動の事務組織と宗門行政の事務組織とに分けたのであった。明治七年二月教部省達「臨濟宗、曹洞宗、宗名相称する」として特立を許されている。羽前国最上孝顯寺住職 教導職大講義青蔭雪鴻は禪宗三派合同の宗務局初代執事に就任、引き続き十年代前半にかけての曹洞宗宗務局を代表する執事として教団運営に力を尽くしている。特に明治九年公布の「曹洞宗教会条例」や同二十年には還俗居士大内青巒と共に「曹洞扶宗会」の結成に指導的役割を演じ、明治十六年永平寺の第六十二世禪師を拜命している。

この禪宗三派合同事務局の当面した最大の課題は、神仏合併大教院（教部省通達二九号）中教院をめぐる問題である。近代仏教史では真宗諸派が活動の中心であるかのような印象を与え

てきた。この問題については総持寺祖院より発見された史料「建議」によると曹洞宗もまたこの種の通達に対して毅然たる態度をとっている。

建議

真宗ヨリ其ノ末派布達ヘノ義は去ル八月溜把澄泉寺ニ於イテ七宗管長並ヒニ執事有志者集会両条ノ議目同意タルヲ以テ諸管長悉く捺印在セラレ候事ニシテ特ニ真宗異論ヲ発スルニ非ス其後断然神道ト分離セント欲スルノ議ニ至テ六宗ト少ク同意アルノミ然ルニ中教院設立ハ大教院ニ照準シ唯一ノ神祇ニシテ排仏ノ嫌疑アルヲ以テ各地方神職僧侶不居合ノ事諸管長閣下飽マデ承知モ可有之己ニ去月五日本省ヨリ御説諭ニモ強テ中教院ヲ設ケルニ及ハス地方ノ適宜ニ從ヒ教法ノ実地ニ貫徹スルヲ主トナスノ趣ニ付其旨御布達可然ノ処却テ真宗ノ分離等ヲ演達シ一層地方ノ疑惑ヲ増サシムル迄ノ儀ニ付キ禪三派ハ今般ノ御布告本副トモ末派ヘ達シ難ク候間此段御届ケ申上候

研究史上における成果では対神仏合併大教院問題を、真宗諸派の政教分離運動が近代仏教史の主役を担ったかのような印象を与えてきた。しかし総持寺祖院の末公開史料が検討されるにしたがって、仏教の各宗派の政教問題に対応する姿勢が漸次明

らかになりつつある。特に明治初年の禅三派合併時代の主役は、指導的役割を演じた曹洞宗の執事青蔭雪鴻であった。雪鴻は信教自由問題について、禅三派合併時代から、一宗一派として容認された曹洞宗時代に至る時期を通して「管長制度ニ付請願」が提出されたと同様の姿勢を示している

日本国民ハ憲法第二十八条ニ於テ信教自由ノ權利ヲ認メラレ政權ヲ以テ教務ニ干渉ヲ受ケサル所謂政教分離ノ方則ヲ限定セラレ候、然ニ現行ノ制度ナル明治十七年太政官第十九号ノ公布ハ大ニ趣旨ヲ開申仕候

理由

(前略)明治十七年太政官第十九号公布ヲ以テ古来ノ慣例ヲ廃シ宗派統治の權利ヲ本山ノ權利ニ属セシメズシテ付スルニ管長ヲ置く事ヲ以テセリ其第三条ニ於テ「管長ヲ定ム可キ規則ハ神仏各其教則宗制ニ由テ之ヲ一定シ内務卿ノ認可ヲ得可シ」ト限定シ管長の制定方法ヲハ内務省認否ノ權ヲ与エラレシニヨリ以後政府ハ可成行政上ニ手数ヲ省カンコトニ計ラレタルニヤ

第一 本山ノ荒廃衰退ヲ来セシ事、

第二 布教伝道ノ衰退及ビ道德ヲ壞乱シタル事、

本山ノ垂訓教戒ト管長ノ訓令トノ間ニ差異アルヲ以テ帰向ヲ

失イ秩序ヲ乱本項ノ如キ弊害ヲ生スルハ元ヨリ其処ナリ⁽¹⁶⁾
この政教分離に関する建白は、曹洞宗宗務局執事 青蔭雪鴻の草稿ではあるが、これは正しく未公開の史料である。

四 教会・結社の先駆的講社

周知のように明治十年前後を境に仏教教団の再編成が開始され、各宗派は挙って準備に着手した。しかも曹洞宗は他に先んじて「曹洞宗教会条令」を公布し、教会結社運動の先駆をなした。しかも明治二十年代の曹洞扶宗会の創設並びに全国各地に千百余の曹洞扶宗講社の草創、次いで曹洞扶宗講社の教化法の樹立、庶民教化の稿本『洞上在家修証義』（『曹洞教会修証義』）の編集、信者へ頒布など著しい成果を収めた。その活動は、教化の標準の稿本の編集を行うなど他に例をみない。『修証義』の件について『明治二十二年曹洞宗務局普達全書』は、「○在家洞上化道標準」一 曹洞扶宗会編修ニ係ル洞上在家修証義ヲ採収シテ曹洞教会会衆安心ノ標準トスルコト」との布達文を掲載している。⁽¹⁶⁾

これら結社問題の先駆的な動向について維新期の大本山総持寺の史料に探ってみた。明治初年の免牘書替え運動を背景に、講社組織が行なわれていたことを知ったのである。未整理史料

が多いので、現段階では全体的な見通しが立たないまでも、維新期の両山講社と仏慈講とが行われていたことは否めない事実であった。

先ず両山講については、仮綴『能登總持寺祖院古文書目録』所収の史料番号一九二「両山講社設立届書」によると、設立の趣旨について次のように記されている。

吾宗曹洞門ニ於テ能越ノ両大本山アリテ高祖、太祖ニ尊在マスト雖尊敬拝塔の道ヲ知ラス終身過ル者十カ八九ニ至レリ哀哉其配流者ニシテ皓然口称シテ其泉源ニ徴セサルコトヲ豈ニ慨難至リナランヤ況ヤ目今外教ノ徒我ガ皇国ニ進入シ獵ニ燭毒ヲ流シ其余波全国ニ波及セン勢ナリ該徒ヲシテ恣ニ羽翼ヲ生セシメハ上ハ国体ヲ害シ萬姓ヲシテ邪見ノ地下ニ随セシメントス噫乎恐懼セサルヘケンヤ此時ニ中リテ宜ク防禦セスンハアルヘカラス回テ有志者輩申合両山社ヲ結講シ彼ノ異端ヲ鎖却センコトヲ要シ之ニ依テ別紙協議之社則ヲ設ケ 一ハ祖恩萬波ノ一滴ニ報ヒ奉 二ハ奉職百分ノ一責ヲ塞キ 三ハ各自ノ檀信ノ安心立命ヲ完全シ億兆愛国ノ忠心ヲ堅固ナラシメ以テ天壤無窮一視同仁ノ恩徳ヲ報奉ランコトヲ伏冀クハ仏日輝ヲ増シ皇風永扇ンコトヲ大法ノ為至祈至禱自他宗信教発起者百八拾四名誓テ申合ス⁽¹⁷⁾

なお「両山講社則」は、次の五箇条からなっているが、講員の総持寺直営の結社への入会手続きが規定されている。

第一条 講社中有志ノ輩年賦頼母子講法ヲ設ケ金員ヲ募集シ其ノ露費資充ツヘシ

但一人ニテ数口ノ頼母子ヲ持コトヲ得

第二条 前条口全ノ者毎年二期開会シ一口ニ付毎会金貳十錢ツツ其会場ヘ差出スヘク事

第三条 集金寄揃タル上ハ人々氣意ニ任セ金一時差出ノ入札ヲ為シ其レ高タカキ方ヲ其会ノ取主ト定メ該差出金ハ未取得者割戻スヘシ

但シ金員差出タル上ハ無論利子タルヘシ

第四条 毎会講社中屯人ヨリ金貳錢ツツヲ集メ之ヲ両本山ヘ献納スル事

但該頼母子講金ヲ請取タル上ハ自己ノ所有ニ同

ト雖モ拜塔路資ノ外一切消却ヲ禁ス

第五条 前条献納金外社中社外ニ拘ラズ特ニ有志ノ報謝金ヲ納ムルモノアルハ同ク添ヘテ納ムル事

但社員ハ増減ハ拜登ノ砌上進スヘシ付タリ社員ノミナラズ没後齒骨其ノ戒名ヲ記シタ多少ノ回向料ヲ添エテ追善ノ為志趣ノ本山納骨ヲ願ひ出

ヘク事

右ノ条ニ約定候上は互ニ永続ヲ專ラトシ堅ク可相守候者也⁽¹⁵⁾

これに対して講社への入会は、史料一九二「両山講社結立届書」に各県旧国寺院の状況を知ることができる。

仏慈講については、史料一八二「仏慈講客来帳」同一八三「仏慈講金仮着簿」同一九四「仏慈講謝礼志簿」同一二一「仏慈講関係書簡」などの資料がある。

維新当時の総持寺は幕藩体制の崩壊の渦中であって、一つは免牘運動の展開によって教団組織の屋台骨の補強に努め、一方においては宗派を超えて信仰復活の頼母子講や仏慈講によって本山と庶民との新たな人間関係の結合を目指した跡が窺われる。その動向については明治三年当時の各国「仏慈講長并郡内取締人員」と称する多数の簿冊が挙げられる。史料番号五一号「能本山仏慈講周旋係員依頼」によると羽前国田川郡大泉総隠寺慧源、明治三年九月、羽前国山形支配下総代建昌寺明治三年十月、史料番号四十松前法幢寺、明治三年六月がある。この関係の史料については目下整理中であるが、維新期の大本山総持寺祖院は、宗派を超えて両山講・仏慈講などの講社を結び信仰の自由を求める人々に、広く本山の門戸を開こうと試みられたも

のとみられる。

明治二年、能登大本山總持寺貫首諸嶽奕堂は、講社の結成にあたって、「耶蘇教防御之法則」の建白書を草し、維新政府の待詔局執事に手渡している。本文は次の五項目からなっている。

一 要嚴檀中戸籍之檢

夫忽戸檢則規礎法則自不立規則不立則不能令黎庶煇伏
假令八音四弁横説堅説教

諭自在其信與不信元來在其人豈係教導之粗與親耶規則
立則雖愚蓋駭之徒可自知

重其法也重其法則無不信者信法則不為外誘取蠱惑也必
矣譬如造室者固其根基而
以結構則為暴風不動揺也

一 要以第二義門教化諸民

二義門者何説法教化是也第一義則無法可論可説所謂陽
春白雪知者可寡也我宗以仏心為寶則無教之所依但応其
機根而為之説摧説実而已故如來在世五時八教況於澆末
之諸民哉切説示因果業報勸善懲惡之道而專維持民心仰
表報

一 要法令達於各国録寺

法令不達於各（僧）録則「遍不通不通則其法不行今也
中邪教蔓延之秋 早可

薙芟之術令各寺檀中諸民不混於彼徒之外無他然則指揮
其管轄之寺院在（僧）録寺之仕焉

一 要令各寺研究法義

各国於到處每月欲令研究道義不結道盟則不能琢磨其道
幸值同議不結同盟則不能琢磨其道幸值清世美政文託武
之兩道自明也可謂千古の遭遇矣雖法外之臣等光被德華
不可空消鳥免吾曹不織不耕而食為粉骨碎身而以報答國
恩且酬生平之素志也

一 要明賞罰

法門旧弊一洗而以精学弁道可為專務或住干僻鄉小院不
當自其任者深漸愧請正眼師家以可教諭諸民然却抱我慢
心而託事怠惰為法不左祖者速令擯出其寺可処宗者
也

右以五条之法則遍達於録職各寺以教導欲令報答國恩伏願以官
慈愍聴許臣僧貧道等之微衷則法門之
幸甚不遇之也

誠恐誠惶頓首謹言

明治二巳年六月 曹洞宗大本山能州 総持寺奕堂 印⁽¹⁸⁾

以上は両山講の趣意書で総持寺貫首諸諸嶽堂は、一応耶蘇教
 防御を掲げつつも、そこには真宗にみるような邪教や異端の認
 識はない。実は全国的規模で張り巡らされた僧録司の行政的
 手腕と指導力とに期待し、頼母子講的性格の強い講社に育まれ
 庶民信者の安心立命をめぐる生活指導を目指したものとみられ
 る。

注

- (1) 「宗内巡回必須略」(『明治五年曹洞宗両本山布達全書』)
- (2) 岡田泰明『曹洞宗大本山 総持寺史論』明治二十七年一二
 月 総持寺史論発行所。
- (3) 永平寺史編纂委員会『永平寺史』上巻 昭和五七年九月
 二十七日 大本山永平寺 五六四頁〜五八二頁参照。
- (4) 「鎮金貸付証文抽帳」(『能登總持寺祖院古文書目録』二〇
 〇二年三月二十八日)。
- (5) 総持寺祖院『能登總持寺祖院古文書目録』。
- (6) 竹内道雄『日本の禅』昭和五一年九月 春秋社二九六頁
 二九九頁参照。

岩手県立博物館『みちのく曹洞の古刹 奥の正法寺』昭
 和六二年一〇月 岩手県博物館。

- (7) 「法幢絵」可睡斎
- (8) 「免牘」永平寺(総持寺祖院『能登總持寺祖院古文書目
 録』)。
- (9) 「僧録」永平寺(総持寺祖院『能登總持寺祖院古文書目
 録』)。
- (10) 「随意会免牘」関三ヶ寺 同上。
- (11) 『明治三年九月独住普山大礼宗綱復古諸末寺拝登旧録収
 免牘御書替祈願書綴』録司所
 『能登總持寺祖院古文書目録』(仮綴)二〇〇二年三月二
 十八日。
- (12) 総持寺五院(『能登總持寺祖院古文書目録』(仮綴))。
- (13) 「鎮余貸付証文帳」『能登總持寺祖院古文書目録』(仮綴)
 二〇〇二年三月二十八日。
- (14) 『教院事務禅宗方法』『能登總持寺祖院古文書目録』(仮綴)
 二〇〇二年三月二十八日。
- (15) 「禅宗三派事務局 建議」(総持寺祖院『能登總持寺祖院
 古文書目録』(仮綴)二〇〇二年三月二十八日)。
- (16) 『教院事務禅宗方法』『明治二二年曹洞宗務局普達全書』

八九頁。

(17) 「両山講社設立届書」(総持寺祖院『能登總持寺祖院古文書目録』(仮綴)二〇〇二年三月二十八日)。

(18) 「耶蘇教防御之法則」(総持寺祖院『能登總持寺祖院古文書目録』(仮綴)二〇〇二年三月二十八日)。

(科学研究費基盤研究(A)133年度研究成果の一部である)